

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 7 月 22 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

請求人が天王寺区役所に提出した防犯ボランティア活動団体（以下「本件団体」という。）に係る防犯ボランティア活動報告書（令和 6 年度分）について、本件団体の組織名のうち「振興町会」の部分が、請求人の了承なく、「振興会」に修正されていた。

当該報告書は、市民局に送付され、防犯ボランティア団体の登録管理及び活動評価に用いられるものであり、財務会計行為の基礎資料に該当する。このような修正は、当該文書の正確性を損ない、これを基礎とする財務会計行為の適正性に影響を及ぼし得るところ、天王寺区役所の回答によれば、修正の指示者は不明であり、決裁過程において、修正された事実が認識されないまま承認・決裁が行われたとされている。これは、意思決定過程が著しく不透明であること、及び、内部統制が実質的に機能していないことを示すものであり、このような状態は、財務会計行為の適正性を担保する前提を欠くものである。

また、本件団体に係る過去の物品支給決定通知書（平成 29 年・令和 2 年）においては、「振興町会」と記載して物品支給の決定が行われており、過去の活動報告書（平成 26・27 年度）においても、「振興町会」という名称により受理されている。これらの事実は、登録名称と実際の行政運用との間に長期にわたる不一致が存在することを示しており、財務会計行為の前提となる団体管理の一貫性を損なうものである。

このように、団体名称の取扱いが一貫しない状態において、当該団体に係る物品支給その他の財務会計行為に係る行政処理が行われていることは、特定団体に対する不適正な取扱い又は行政運用の公平性の欠如を招くおそれがある。

さらに、当該防犯ボランティア活動は、大阪市の登録制度に基づき、市民活動保険の適用対象とされているものであるから、当該活動報告書は、当該制度の適用関係を含む行政運用の基礎資料としての性質を有する。また、当該保険制度は、公費により保険料負担が行われることを前提とするものであるから、その適用対象となる団体及び活動実態の正確性は、財務会計行為の適正性に直接関わる要素である。よって、当該文書の内容が実態と異なる形で処理されている場合には、実態と異なる団体又は活動を前提とした保険適用が行われる可能性があり、結果として公費負担の適正性に影響を及ぼすおそれがある。

以上の事情に照らすと、本件においては、大阪市の財務上の損害が生じている疑いがある。また、同様の状態が継続する場合には、今後も同種の不適正な公費負担が発生し、大阪市が財務上の損害を被るおそれがある。

よって、当該修正後文書を基礎として行われた財務会計行為の適否の検証等を求めるとともに、その検証等の結果、違法又は不当な財務会計行為が認められた場合には、当該行為に基づき実施された行政処理について、その是正（原状回復を含む）及び必要に応じた公金の返還その他適切な措置を講ずること、再発防止のための内部統制の改善措置を講ずること等を求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、対象とする大阪市職員等による財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示する必要があり、また、当該行為等が複数である場合には、原則として各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示する必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、自身が提出した防犯ボランティア活動報告書（令和6年度分）において、本件団体の名称が大阪市により無断で修正されていたところ、同報告書は、本件団体に係る財務会計行為の基礎資料に該当し、かつ、大阪市が保険料を負担し、本件団体によるボランティア活動に適用される市民活動保険の適用に関する基礎資料に該当することから、大阪市の違法又は不当な財務会計行為が生じている又は今後生じるおそれがあり、よって、大阪市の不適正な公費負担が発生している又は今後発生するおそれがある旨主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為を個別的、具体的に特定するものといえるのかが問題となる。

この点、本件請求においては、大阪市における、いつのいかなる財務会計上の行為を対象とし、また、大阪市における、いつの保険料の負担を対象としているのかについて、個別的、具体的に特定されているとはいえない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為を個別的、具体的に特定するものとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。